

デイサービスセンターゆとり運営規程

（事業の目的）

第1条株式会社セヴィア（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスセンターゆとり（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業員が、要介護状態又はある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 事業所の指定地域密着型通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助

- 2 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業者は、その提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一名称デイサービスセンターゆとり
- 二所在地岡山県津山市横山377-6

（従業員の職種、人員数及び職務の内容）

第4条事業所の従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一管理者1人（常勤1人、）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二生活相談員1人（常勤1人）

看護職員2人（、非常勤2人、機能訓練指導員と兼務）

介護職員1人以上（常勤1人）

機能訓練指導員2人（、非常勤2人、看護職員と兼務）

生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、通所介護事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日まで及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間8時00分から17時00分までとする。
- 三 サービス提供時間9時15分から15時30分までとする。

(利用定員)

第6条利用定員は10名とする。

(通所介護事業の内容)

第7条通所介護事業の内容は次のとおりとする。

一 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア 排泄の誘導・介助

イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助

ウ 養護（休養）

二 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ 行事的活動

エ 体操

オ 筋力向上訓練

三 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。
又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。

四 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。

五 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。

六 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。

七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

一次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに20円。

二 食費として、1日あたり500円（普通食）おやつ代100円含む

三 その他指定地域密着型通所介護、利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内

容及び費用について説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条通常の事業の実施地域は、津山市内とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条利用者は、指定地域密着型通所介護は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 他の利用者が適切な指定地域密着型の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- 二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条1事業所の従業者は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講じる。
 - 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護より賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第12条1指定地域密着型通所介護は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任し年2回の必要な訓練を行う。
- 3 防火管理者は非常災害に際して必要な具体的な計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき避難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理）

第13条1事業者は、指定地域密着型通所介護の提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

2事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出又は提示の求め又は当該市町村から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第14条1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条1 事業者は従業員の資質の向上のための、その研修の機会を確保する。

2 研修には利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含める。

（地域との連携等）

第16条1 地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を官轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護のつい知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

3 事業者は、運営推進会議に対して活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

4 指定地域密着型通所介護事業者は前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（その他運営に関する重要事項）

第17条1 事業者は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

一 採用時研修採用後1ヶ月以内

二 継続研修年1回

2 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政省令及び岡山県条例に定めるところによるものとする。